

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101179号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100179号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を47万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を52万円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月20日

A社に勤務している期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与明細書では賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された「2007年冬期賞与」(以下「賞与支払明細書」という。)及びA社から提出された「2007年冬期賞与個人別一覧」(以下「賞与個人別一覧」という。)により、請求者は、請求期間において同社から賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額(52万円)より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賞与個人別一覧により確認できる厚生年金保険料控除額から、47万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月20日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否かについては不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年12月20日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、上記賞与支払明細書及び賞与個人別一覧により、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賞与個人別一覧により確認できる賞与額から、52万円とすることが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額（47万1,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。